

余剰電力(F I P電力)売却（大崎広域中央クリーンセンター）仕様書

1 業務目的

本業務は、大崎地域広域行政事務組合が所管する大崎広域中央クリーンセンター（一般廃棄物処理施設）の運転により生じた全体の発電量のうち、近隣組合施設を含めた自家消費分を除いた5割程度の余剰電力の売却を目的とする。

令和4年4月から導入された「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（通称「再エネ特措法」）における市場価格買取制度（F I P制度）を背景とし、F I T認定からF I P認定への切り替えを前提に、価格以外の付加価値も求める。

よって売却価格に加えて価格以外の付加価値を総合的に判断し、小売電気事業者（以下「事業者」とする）を選定する必要があるため、プロポーザル方式を採用し事業者を募集するものである。

2 業務内容

余剰電力（F I P電力）の売却

大崎広域中央クリーンセンター（一般廃棄物処理施設）の運転により生じた全体の発電量のうち、近隣組合施設を含めた自家消費分を除いた余剰電力（F I P電力）の買取

- (1) 発電種別 廃棄物発電
- (2) 発電場所 大崎広域中央クリーンセンター
宮城県大崎市古川桜ノ目字新高谷地317番地
- (3) 電気方式 3相3線式
- (4) 最大送電力 1,990kW
- (5) 標準電圧 6,000V
- (6) 供給地点 電気工作物の財産分界点と保安上の責任分界点は、東北電力ネットワーク株式会社の引込線と対象施設の区分開閉器との接続点
- (7) 電力供給 小売電気事業者が買取した電力を既存の電力会社より安価で、下記組合施設へ電力供給する。各施設の使用電力量実績（令和4年分）を別表1に示す。ただし、電力量を保障するものではない。

- ア 大崎広域中央師山衛生センター
大崎市古川師山字庚申55番地1
- イ 大崎広域六の国汚泥再生処理センター
加美郡加美町字新川原92番地
- ウ 大崎広域東部汚泥再生処理センター
遠田郡涌谷町字関谷沖名193番地1
- エ 加美斎場
加美郡加美町下多田川字熊野3番地
- オ 加美消防署

加美郡加美町字新川原 106 番地
カ 加美消防署西部分署
加美郡加美町字原町南百ヶ清水 30 番地 7

3 売却電力量

予定売却電力量 年間 6, 543, 143 kWh

- (1) 対象施設における余剰電力として発注者が事業者に供給する電力量（以下、「売却電力量」という。）について、売電電力量にバイオマス比率を乗じたものを F I P 分とし、F I P 分を減じたものを非 F I P 分とする。
- (2) 売却電力量及び月別の売却電力量並びに F I T 分と非 F I T 分の比率の実績（令和 5 年）を別表 2 に示す。ただし、本施設は一般廃棄物の焼却設備であり、ごみの搬入量や性状等により発電量やバイオマス比率が変動することから、電力量及び比率を保障するものではない。

4 契約期間

- (1) 契約期間 契約締結日の翌日から令和 24 年 3 月 31 日まで
(令和 3 年度から開始した F I T 制度買取期間 20 年の残期間)
- (2) 受注者は、当施設の契約期間に渡る余剰電力（F I P 電力）の全量を買取る。

5 契約方法

- (1) 選定方法：公募型プロポーザル方式
- (2) 買取単価については、「大崎広域中央クリーンセンター余剰電力の売却事業に係る公募型プロポーザル」において提案された単価とする。

6 引渡電力量の計量

引渡電力量の計量は、発注者と一般送配電事業者である東北電力ネットワーク株式会社間の受給電力量の計量期間・方法に準ずる。

バイオマス比率については、発注者が毎月計測するものとし、バイオマス余剰電力及びバイオマス比率余剰電力量を算定するために用いる。バイオマス比率は、小数点第四位を四捨五入した値を用いるものとする。

7 電力料金の算定

- (1) 電力料金の算定は 1 か月（前月の 1 日 0 時から同月末日 24 時までの期間とする。）の売却電力量により算定する。
- (2) 上記 (1) の電力料金は、6 により計量された売却電力量に事業者の提案に基づく F I P 分の電力料金単価を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

8 料金の支払い

受注者が発注者に支払う料金は、前文 6，7 に定める方法により算定された当該月額分の電力料金を当該計量日の属する翌月末日（末日が金融機関の休業日の場合は翌営業日。）までに、発注者が指定する預金口座への振込により支払うものとする。

9 F I P 移行手続きの支援

受注者は、発注者が F I P 移行手続きを実施するにあたり必要な支援を行うものとする。支援内容は受注者の提案に基づき決定する。

10 費用負担等

- (1) 受注者は、電気を受給するにあたり必要な機器の準備、運用及び機器交換、送配電事業者との調整、その他経費を負担するものとする。
- (2) 受注者は、インバランスに関する対応（バランシンググループの形成やインバランス調整、インバランス料金の負担等）を行うものとする。
- (3) F I P 分の電気の非化石価値については、受注者に帰属するものとする。

11 報告事項について

前述 2，(7) 電力供給は、受注者が買取した電力を既存の電力会社より安価で、組合施設 6 施設（別表 1 参照）に電力供給を求めていることから、東北電力から購入した場合との比較表を、3 か月毎に発注者に報告すること。

12 その他

- (1) 本仕様書に疑義のある場合又はこの仕様書並びに提案書等に定めのない事項で必要なものについては、発注者、受注者協議の上定めるとする。
- (2) プロポーザル審査委員会において、複数の業者が同じ最高評価点数となった場合、大崎地域広域行政事務組合物品の調達等に係る競争入札執行要領第 9 条第 2 項（落札者の決定）の規定を準用して、くじによる優先交渉権者の決定を行うこととする。優先交渉権者の決定にあたっては、同最高評価点数と評価された業者に出席を求めるが、欠席の場合には同規定（参加業者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代わって発注事務に関係のない組合職員がくじを引く）を準用し、本業務に携わらない他の職員が業者に代わってくじを引くものとする。

13 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に「大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱」（平成 24 年 10 月 1 日施行。以下「排除要綱」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 発注者から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部又

は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託させた者が、排除要綱の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請負契約等の解除を求めることがある。

- (3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行い、直接元請負人に報告する措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。